

学校法人北海道科学大学個人情報保護に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人北海道科学大学（以下「法人」という。）就業規則第40条の2の規定に基づき、法人における個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めることにより、業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。この規程は、学校法人北海道科学大学就業規則第40条の2の規程に基づき、法人における個人情報の適正な取扱いに関する基本的事項を定めることにより、業務の適正かつ円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程で掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの

イ 当該情報自体からは特定の個人を識別することができなくても、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるもの

ウ 個人識別符号が含まれるもの

(2)「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、現在又は過去のいずれかの時点で法人及び各設置校において次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 理事、監事、評議員

イ 職員及びその家族・保証人

ウ 学生、生徒及びその保護者・保証人

エ その他これらに準ずる者（非常勤教員、契約職員、臨時職員、派遣職員、法定代理人等）

(3)「個人識別符号」とは、特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機で使用するために変換した符号、又はカードその他の書類等に対象ごとに異なるものとなるように記載等された公的な符号であつて、個人情報保護法施行令（以下「政令」という。）で定めるものをいう。

(4)「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪による被害の事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(5)「個人情報データベース等」とは、個人情報を含む情報の集合物であつて、個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの、又は個人情報を帳簿等に一定の規則で整理することにより容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。

(6)「個人データ」とは、個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(7)「保有個人データ」とは、法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去、第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。

(8)「仮名加工情報」とは、当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除したり個人識別符号の

全部を削除することにより他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- (9)「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別することができないように個人情報に含まれる記述の一部を削除したり個人識別符号の全部を削除したりして得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元できないようにしたものをいう。

(責務)

第3条 法人は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに伴う個人の権利や利益の侵害の防止に関し、必要な措置を講ずる。

- 2 理事、監事、評議員及び法人の職員は、この規程の定め及び関係法令を遵守するとともに、職務上知り得た個人情報を故意又は過失により、漏えいし、滅失し若しくは毀損し、又は不当な目的に利用してはならない。当該職務を退いたときも同様とする。

(個人情報統括責任者)

第4条 法人に個人情報統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置き、理事長をもってこれに充てる。

- 2 統括責任者は、法人が所掌する業務において取得した個人情報に関する全ての権限と責任を掌握し、その個人情報の保護に関する一切の業務を統括する。

(個人情報保護管理者)

第5条 統括責任者の職務を補佐するため、個人情報保護管理者（以下「管理者」という。）を置き、各設置校の長並びに学校法人北海道科学大学事務組織規程第2条に定める組織の長、部長及び室長をもってこれに充てる。

- 2 管理者の責務は、管理者が所掌する組織における個人情報に関し、この規程の定めに従い適正に保護・管理するものとする。

(個人情報保護委員会)

第6条 法人における個人情報の保護に関わる重要事項を審議するため、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 専務理事
- (3) 常務理事
- (4) 管理者
- (5) 総務部総務課長
- (6) 理事長の指名する者

- 3 委員会に委員長を置く。

- (1) 委員長は統括責任者をもってこれに充てる。
- (2) 委員長は委員会の会議を招集し、その議長となる。

4 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 個人情報の保護・取扱・安全管理等に関わる法人の施策に関する事項
- (2) 保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用の停止若しくは消去の要求、利用目的の通知の請求又は苦情申立てがあった場合に、統括責任者又は管理者から付議された事項
- (3) その他、個人情報の保護に関わる重要事項

5 委員会の庶務は、総務部総務課において行う。

(個人情報の管理)

第7条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

2 管理者は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な保護・管理体制を整備しなければならない。

(適正取得・適正利用)

第8条 個人情報の取得は、適正かつ公正な手段によって行わなければならない。

2 法人は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(個人情報の利用目的の通知及び公表)

第9条 法人は、個人情報を取得するに当たって、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、当該利用目的を本人に対して通知又は公表しなければならない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

- (1) 利用目的を通知又は公表することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (2) 利用目的を通知又は公表することにより、法人の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) その他、取得の状況から、当該利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用目的の制限、変更)

第10条 取得した個人情報は、特定した利用目的の範囲内で利用しなければならない。

2 利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行い、変更された利用目的について、本人に対して通知又は公表しなければならない。

3 前2項の規定による利用目的の範囲を超えて、他の目的で利用する場合は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関又は地方公共団体等が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(要配慮個人情報の取得)

第11条 法人は、合理的な理由がない限り、要配慮個人情報を取得しないように努めるものとする。

2 要配慮個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

- (1) 前条第3項各号に該当する場合
- (2) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、その他法令等で定める者により公開されている場合
- (3) 本人を目視又は撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(情報漏えいへの対応)

第12条 管理者は、個人データの漏えい等が発生した場合又はそのおそれがある場合は、直ちに統括責任者に報告しなければならない。

2 統括責任者は、前項の報告を受けたとき、速やかに次の措置を講じなければならない。

- (1) 事実関係の調査及び原因の究明
- (2) 影響範囲の特定
- (3) 影響を受ける可能性のある本人への連絡
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 事実関係及び再発防止策等の公表

3 法人は、個人データの漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして次に掲げる事態が生じたときは、当該事態を知った後、速やかに個人情報保護委員会（内閣府外局）に報告しなければならない。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる個人データ（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下同じ。）の漏えい、滅失又は毀損
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

4 前項の場合における報告事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 概要

- (2) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目
- (3) 漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害又はそのおそれの有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

5 法人は、第3項に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、本人に対し、前項第1号、第2号、第4号、第5号及び第9号に定める事項を通知しなければならない。ただし、本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

(委託)

第13条 法人が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの一部又は全部を法人以外の者に委託するときは、個人データを提供することができる。

2 法人は、委託された当該個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 法人は、委託先の選定に当たって、委託先の業務・管理体制及び規程整備等の状況を確認し、個人データの安全管理措置が十分に行われることを確認するものとする。

(第三者への提供)

第14条 法人は、第10条第3項各号に該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会（内閣府外局）へ届けたとき（以下「オプトアウト」という。）は、当該個人データを第三者に提供することができる。

- (1) 法人の名称、住所、理事長の氏名
- (2) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (3) 第三者に提供される個人データの項目
- (4) 第三者に提供される個人データの取得の方法 (5) 第三者への提供の方法
- (6) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提出を停止すること。
- (7) 本人の求めを受け付ける方法
- (8) その他個人の権利利益を保護するために必要なものとして個人情報保護委員会（内閣府外局）規則で定める事項

3 前項の規定は、次に掲げる事項については適用しない。

- (1) 要配慮個人情報
- (2) 偽りその他不正の手段により取得された個人データ
- (3) 他の個人情報取扱事業者からオプトアウト規定により提供された個人データ（その全部又は一部を複製・加工したものを含む）

- 4 第13条の定めによる委託に伴って個人データを提供する場合は、第三者提供に該当しない。
- 5 法人は、当該提供先において、個人データを提供する目的以外での利用、他の者への再提供、複写複製、改ざん、漏えい、盗用等が行われないように、個人データの安全管理のため講ずべき措置について、提供先と契約書を締結するなど、適切な措置を講じなければならない。

(第三者への提供に係る記録の作成等)

第15条 個人データを第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。）へ提供したとき（第10条第3項各号又は第14条4項に該当する場合を除く。）には、管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、法人が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して当該本人の個人データを第三者へ提供する場合において、当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

(1) 本人の同意を得ている旨

(2) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

2 前項の記録は、個人データを第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、個人データを第三者に継続的に若しくは反復して提出したとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。

3 管理者は、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

(第三者からの提供を受ける際の確認等)

第16条 法人は、第三者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。）から個人データの提供を受けるに際しては、次の事項を確認し、その取得方法が適切なものであることを確認しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第10条第3項各号又は第14条4項に該当する場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2 前項により個人データの提供を受けた場合、管理者は、次の事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、法人が本人に対する物品又はサービスの提供に関連して第三者から個人データの提供を受けた場合において、当該提供に関して作成された契約書等に次の事項が記載されているときは、当該契約書等で代替可能とし、また、既に記録されている事項と内容が同一のものについては、当該事項の記録を省略することができる。

(1) 本人の同意を得ている旨

(2) 前項各号に掲げる確認事項

(3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに足りる事項

(4) 当該個人データの項目

(5) 第14条第2項の規定により個人データの提供を受けた場合は、個人情報保護委員会（内閣府外局）による公表がされている旨

- 3 前項の記録は、第三者から個人データの提供を受けた都度、速やかに作成しなければならない。ただし、第三者から継続的に若しくは反復して個人データの提供を受けたとき、又はその確実な見込みがあるときは、一括して作成することができる。
- 4 管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

(保有個人データの本人への周知)

第17条 法人は、保有個人データに関し、次に掲げる事項を本人の知り得る状態（本人の請求に応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くものとする。

- (1) 法人の名称
- (2) 保有個人データの利用目的（第9条第2項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- (3) 保有個人データの利用目的の通知請求、開示請求、訂正等の請求又は利用停止等の請求に応じる手続
- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情や問合せの申出先

(利用目的の通知請求)

第18条 本人は、自己に関する保有個人データの利用目的の通知を請求することができる。

- 2 前項の請求は、法人の定める所定の書類を、管理者に提出して行わなければならない。
- 3 管理者は、第1項の請求を受けたときは、本人に対し、遅滞なく利用目的を通知しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 前条第2号の規定により保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 第9条第2項第1号から第3号までに該当する場合
- 4 管理者は、求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示請求)

第19条 本人は、自己に関する保有個人データについて、開示の請求をすることができる。

- 2 本人は、当該保有個人データの電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他法人の定める方法による開示を請求することができる。
- 3 管理者は、開示の請求を受けたときは、本人に対して遅滞なく、前項の規定により本人が請求した方法により、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部について開示しないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 法人の業務の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (3) 他の法令に違反することとなるとき。
 - (4) その他、管理者が相当の理由があると認めるとき。
- 4 管理者は、求められた保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたとき又は当該保有個人データが存在しないときは、本人に対して遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 5 第1項に規定する開示の請求は、管理者に対し本人であることを明らかにし、法人が指定す

る書類に必要事項を記載して管理者に提出しなければならない。

(保有個人データの訂正の請求)

第20条 本人は、自己に関する保有個人データの内容が事実でないときには、訂正、追加又は削除の請求をすることができる。

- 2 管理者は、第1項の請求を受けたときは、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 管理者は、第1項の請求に係る保有個人データの全部又は一部の訂正等を行ったとき又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対して遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
- 4 第1項に規定する訂正の請求については、前条第5項の規定を準用する。

(保有個人データの利用停止等の請求)

第21条 本人は、自己の個人データが次のいずれかに該当する場合には、利用停止、消去又は第三者提供の停止（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

- (1) 第8条の規定に違反して不正の手段により取得されたものであるとき又は不適切な方法により利用されているとき。
 - (2) 第10条の規定に違反して目的外利用されているとき。
 - (3) 第11条の規定に違反して要配慮個人情報が取得されているとき。
 - (4) 第14条の規定に違反して第三者に提供されているとき。
 - (5) 法人が利用する必要がなくなったとき。
 - (6) 漏えい、滅失、毀損等の事態が発生したとき。
 - (7) 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとき。
- 2 管理者は、第1項の請求を受け、その請求に理由があると判断したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、利用停止等に多額の費用を要するなど利用停止等を行うことが困難な場合は、本人の権利利益を保護するため、これに代わるべき措置をとることができる。
 - 3 管理者は、第1項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について利用停止等を行ったとき又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対して遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
 - 4 第1項に規定する利用停止等の請求については、第19条第5項の規定を準用する。

(不服申し立て)

第22条 本人は、個人情報の取扱いに関する事項に不服がある場合は、管理者に対し、不服の申し立てをすることができる。

- 2 法人は、前項に規定する申し立てがあったときは、第6条に規定する委員会の委員のうちから若干名をもって組織する審査会を開き、速やかに必要な調査を行うものとする。この場合において、審査会は必要に応じ、本人、関係部署の職員その他関係者の出席を求め、その意見又

は説明を聴くことができる。

- 3 前項の調査終了後、管理者は当該調査結果を本人宛てに文書により通知するものとする。
- 4 この規定に定めるもののほか、審査会に関する事項は委員会において定める。
- 5 第1項に規定する不服申し立てについては、第19条第5項の規定を準用する。

(仮名加工情報の作成等)

第23条 法人は、仮名加工情報（仮名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会（内閣府外局）規則で定める基準に従い、個人情報を加工しなければならない。

- 2 法人は、仮名加工情報を作成したとき、又は仮名加工情報及び当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。以下同じ。）を取得したときは、削除情報等の漏えいを防止するために必要なものとして、個人情報保護委員会（内閣府外局）規則で定める基準に従い、削除情報等の安全管理のための措置を講じなければならない。
- 3 法人は、法令に基づく場合を除くほか、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、仮名加工情報（個人情報であるものに限る。以下同じ。）を取り扱わないものとする。
- 4 仮名加工情報については、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかにその利用目的を公表しなければならない。
- 5 法人は、仮名加工情報である個人データ及び削除情報等を利用する必要がなくなったときは、当該個人データ及び削除情報等を遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 6 法人は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報でないものを含む。）を第三者に提供しないものとする。
- 7 法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合しないものとする。
- 8 法人は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便等により送付し、若しくは電磁的方法を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないものとする。
- 9 法人は、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第10条、第12条第3項から第5項及び第17条、第19条から第21条までの規定は、適用しない。

(匿名加工情報の作成等)

第24条 法人は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないよう当該個人情報を加工するものとする。この場合において、当該匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目を公表するものとする。

(匿名加工情報の第三者提供)

第25条 法人は、作成した匿名加工情報を第三者に提供するときは、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示するものとする。

る。

(識別行為の禁止)

第26条 法人は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは匿名加工情報の作成において行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合しないものとする。

(安全管理措置等)

第27条 法人は、匿名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置、当該匿名加工情報の取扱いに関する苦情の処理その他の当該匿名加工情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を公表するものとする。

(規程の改廃)

第28条 この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が決定する。

(その他)

第29条 この規程に定めるもののほか、施行上必要と認めるときは、細則を定めることができる。

- 2 この規程に定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令により取り扱うものとする。
- 3 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく、「特定個人情報」の取扱いに関する事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、2022年4月1日から施行する。